

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。問い合わせや申し込みなどは➡の記号で表示します。市役所の代表電話番号は☎042-953-1111です。

# 暮らしの情報ページ



## 市内の保育所(園)一覧

### ◆市立

保育所名	定員	所在地	対象年齢
柏原保育所 ☎952-4245	120名	柏原1141	11か月～5歳
祇園保育所 ☎957-3001	100名	祇園13-39	
新狭山保育所 ☎954-2300	75名	東三ツ木300-1	
水野保育所 ☎958-6347	120名	水野632-41	産休明け～5歳
入曽乳児保育所 ☎957-9483	30名	南入曽427-1	6か月～1歳
笹井保育所 ☎953-1808	120名	笹井471	11か月～5歳
狭山台南保育所 ☎958-0317	120名	狭山台4-18	
山王保育所 ☎958-3863	60名	南入曽30-1	
広瀬保育所 ☎952-6230	60名	上広瀬1867-1	

### ◆社会福祉法人立

保育園名	定員	所在地	対象年齢
富士見保育園 ☎969-3001	120名	入間川3-26-21	産休明け～5歳
水富保育園 ☎952-2494	60名	上広瀬1582	1歳～5歳
みつばさ愛育園 ☎952-3678	60名	入間川3273-13	産休明け～5歳
いるま保育園 ☎959-4856	80名	北入曽1294-1	
青柳保育園 ☎954-3850	60名	青柳317-3	
狭山台みつばさ保育園 ☎957-4824	90名	狭山台1-25-1	6か月～5歳
小山台保育園 ☎953-2484	60名	柏原1238-3	

**■保育所(園)児の受け付け**  
入園資格市内在住で保護者が就労などで十分な保育ができない乳幼児。保育料各世帯の所得状況や入園児の年齢で異なります。提出書類家庭で保護者が保育できないことを証明する次の書類を申し込み書に添付▼就労証明書(働いているかた)▼診断書(病気や看護などの場合)▼母子手帳(出産予定のかた)▼申し込み方法申し込み見1名につき1部申し込み書を提出 ※現在保留になっているかたや在園中のかたも申し込みが必要

**■学童保育室児の受け付け**  
対象小学1～3年生の留守家庭児童  
保育時間放課後～18時春・夏・冬休み期間は8時～18時 保育料各世帯の所得状況で異なります 提出書類留守家庭であることを証明する次の書類を申し込み書に添付▼就労証明書(働いているかた)▼診断書(病気や看護などの場合)  
**■申し込み**  
▼新規入園(室希望者) いずれも11月24日(火)～12月4日(金)に市役所1階臨時窓口へ ※11月28・29日(土・日)は9時～16時に児童福祉課へ▼入園(室)中の児童: いずれも12月4日(金)までに直接各保育所(園)・学童保育室へ

## 平成11年度保育所(園)児・学童保育室児募集

### 市立学童保育室一覧

学童保育室名	定員	所在地	電話番号
入間学童保育室	50名	南入曽427-1	☎958-2754
狭山台学童保育室	50名	中央3-3-31	☎959-2358
水富学童保育室	50名	上広瀬1867-10	☎952-7150
富士見学童保育室	50名	富士見1-13-33	☎959-2671
水野学童保育室	50名	水野891-4	☎958-7993
新狭山学童保育室	30名	入間川1108	☎957-5521
狭山台北学童保育室	30名	狭山台1-21	☎958-6078
堀兼学童保育室	50名	堀兼1209	☎958-7272
狭山台南学童保育室	50名	狭山台4-25	☎958-6825

●問い合わせ  
児童福祉課へ内線167

### 介護保険Q&A

Q 介護保険制度の仕組みを説明してください。

A 介護保険制度は民間の保険と異なり、国や自治体などの公的機関が保険者となって保険料の徴収や保険給付を行います。得られるサービスは、これまで公費で運営されてきた、寝たきりや痴呆などの介護が必要なかたに対するホームヘルパーや訪問看護などの在宅サービス事業と特別養護老人ホームや老人保健施設への入所などの施設サービスです。これらのサービスが月々の保険料と利用時の1割負担によって利用することができます。

164 今までの制度と異なる点は、利用者が自分でサービスの内容と提供者を選べるほか、サービス提供体制に民間事業者を組み込み、内容の充実と質の向上も目指しています。また、在宅サービスを充実し、できるだけ自宅ですることができるように配慮しています。さらに施設サービスを改善し、誰もが権利としてサービスを得られるようにもしています。問い合わせ高齢者福祉課へ内線

## いじめ根絶のための標語

- 子どもに
  - ・友だちの気持ちを大事にしましょう。
  - ・先生や親や友だちに勇気を持って相談しましょう。
- 大人に
  - ・家族で対話をし、子どものどんな話にも耳を傾けましょう。
  - ・いじめは人間としてけっして許されないことであるとしっかり教えましょう。
- 地域のかたに
  - ・名前を呼びながら「おはよう」「こんにちは」などと、普段から声をかけましょう。
  - ・よいことをしたらほめ、悪いことをしていたら「だめよ」と注意しましょう。

狭山市・いじめ根絶対応委員会

※切り取って壁に貼ってください